

I. 総括研究報告

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
総括研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究分担者 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院）
三輪 清子（明治学院大学 社会学部 社会福祉学科）
山口 敬子（京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科）
塩谷 隼平（東洋学園大学 人間科学部）

研究協力者 藤巻 楽々（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科）

研究要旨

本研究は、養育不調による委託解除に影響する重要な事象とプロセスを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。児童相談所やフォスタリング機関の支援者および里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者を対象とした調査の結果、養育不調は突発的な事象ではなく、事前の情報共有や連携の不足といった養育不調に影響する事象の連鎖によって生起されており、結果的に支援が十分に届かず養育者が孤立しやすいという課題が明らかになった。さらに、委託解除に当たって児童相談所による解除に関する事前の協議や子どもへの丁寧な説明がないまま、当日に児童相談所による唐突な引き離しが行われる事例が認められ、子どもの心に大きな負担をかけていることが推察された。調査結果を踏まえ、養育不調を《チーム全体で共有し解決すべき事象》、かつ《新たな支援を導入するための再アセスメントのサイン》であると捉え、手引きを作成した。手引きでは、養育不調に関する時系列のプロセス図と、各支援段階の対応ポイントを明示した。手引きを通じ、関係機関および養育者が互いの役割と介入のタイミングを確認し合うことで、養育者を孤立させずに協働して支援にあたる「子ども一人ひとりのチーム」が構築され、里親等委託や施設入所にあたって、子どもの最善の利益と健やかな成長が保障される社会的養育システムの実現が期待される。

A. 研究の背景と目的

本邦では 2016 年の児童福祉法改正により、「児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有すること」や「国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児

童の養育を推進するものとする」とが明確化された。その後、「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省より示され、「パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進」「里親への包括的支援体制の抜本的な強化と里親制度改革」「家庭養育優先の原則の徹底と取り組み目標」

等が示された。この「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」の策定が依頼された(こども家庭庁, 2025)¹。都道府県等の取り組みを強力に支援し、計画の加速化を促すため、2024 年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を都道府県等は提出することとなっている。質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」が策定された。また、2022 年児童福祉法改正により、児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけられることとなった(2024 年 4 月 1 日施行)³。

現在、社会的養護は施設養護から家庭養護への変革の中にある。変革にあたり環境が整えられつつあるが、重要な課題の 1 つに養育をどのようにしていくかということがある。家庭で虐待を受けたことで社会的養護のもとで暮らすようになった子どもの割合は、乳児院 50.5%、児童養護施設 71.7%、里親家庭 46.0%、ファミリーホーム 56.8%となっている。また、心身の状況において、知的障害、発達障害、愛着障害等がある子どもの割合は、乳児院 27.0%、児童養護施設 42.8%、里親家庭 29.6%、ファミリーホーム 51.2%となっている(厚生労働省, 2024)²。里親が乳児院に次いで少ない割合となっているものの、里親制度の推進とともに、年々それらの割合は増えており、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親が担うことが求めら

れている現状がある。その養育は、家庭が単独で行うと困難が生じやすいことが考えられる。ファミリーホームにおいては、委託されている子どもの半分以上は虐待を経験しており、児童養護施設に措置される子どもに次ぐ割合である。何らかの障害のある子どものファミリーホームへの委託は 5 割を超えており、児童養護施設よりも多い割合である。それらの養育には、専門性が必要であると考えられる。そのためには、専門性のある機関や支援者とのつながりを図り、「チーム養育」¹として支えていくことの重要性に関しては、すでに社会的養護における家庭養護に関わる人達に広まりつつあるのではないかと考えられる。

しかし、どのように最善を尽くしたとしても、養育者と委託された子どもとの関係が悪化し、継続的な養育が困難な状態に陥ることがある。本研究班では、この状態を「養育不調」と呼び、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題により、養育者が子どもへの対応に困難を感じる状況」と定義した。

こうした養育不調の体験は、子どもと養育者の双方に多大な負担を強いるものである。やむを得ず他の里親や施設へ委託・措置変更される際、丁寧な心理的ケアが欠如していれば、子どもは大人への不信感を抱いたまま新たな環境への適応を迫られることになり、その精神的健康や発達に深刻な影響を及ぼしかねない。同時に、委託解除を経験した養育者に対しても適切なケアが行われなければ、その後に子どもの受け入れや養育に対して消極的になる家庭が生じることも危惧される。

以上のように、養育者と委託・措置された子どもとの関係の悪化による委託・措置の解除の問題は子どもの安心・安全・安定した環境構築という点において、また、家庭養護の推進という点から大きな問題である。

これらを踏まえ、昨年度までの研究においては、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者、および児童相談所やフォスタリング機関などの支援機関を対象とした質問紙調査やインタビュー調査を実施し、養育不調による委託解除に影響する重要な事象やプロセスについての基礎的なデータの分析を行ってきた。特に、質問紙調査を通じた現状分析により、養育不調により委託解除に至るケースでは子どもの行動上の問題が深刻化していると認識されている一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制において、里親家庭やファミリーホームに対する支援が必ずしも十分に機能していないことが示唆された。

今年度の調査では、インタビュー調査の協力者数の拡充を図るため、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設における養育不調による委託（措置）解除を経験した養育者や関係機関を対象に、追加でインタビュー調査を実施し、昨年度までの調査データと統合し、分析を行った。

また、手引き作成のため、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護の養育者と児童相談所、フォスタリング機関の連携状況についてチーム養育体制という視点から追加分析を行った。

本研究は、社会的養護において課題となっている「養育不調」による委託解除のプロセスを明らかにし、養育不調に至る軌跡を時系列でモデル化した「プロセス図」を作成することを目的とした。さらに、委託前から委託解除後に至るまでの各段階において、児童相談所やフォスタリング機関等の全関係者が留意すべき養育不良の予防とケアのポイントを明記した「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成し、関係機関が役割と介入タイミングを相互理解

し、チーム養育体制構築のための「共通の枠組み」として現場に提示することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、社会的養護において課題となっている「養育不調」による委託（措置）解除のプロセスと背景と考えられる要因を明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成するため、各分担研究者によって、以下の調査および分析を行った。

1. 質問紙調査の追加分析

養育不調の現状や支援体制の実態を把握するため、2024年度に実施した質問紙調査のデータの追加分析を行った。追加分析の対象とした内容は、「養育不調により委託解除となった子ども」と、「これまでで一番長く養育をしている子ども」に関するもので、両データの比較から、里親家庭とファミリーホームにおいて、児童相談所やフォスタリング機関等からの支援の有無や連携状況についてチーム養育体制の視点から分析を行った。

2. 対象者に対するインタビュー調査（昨年度および今年度の追加調査）

養育不調による委託（措置）解除に至った経過や背景的要因を多角的に検討するため、昨年度の調査対象者に加え、今年度はさらなる事例数の拡充を図るため、半構造化インタビュー調査を追加で実施した。

支援機関（児童相談所・フォスタリング機関等）：昨年度実施した児童相談所の子ども担当児童福祉司、およびフォスタリング機関等の里親支援者を対象としたインタビュー調査のデータを引き続き活用し、多職種・多機関連携や支援の視点から分析を行った。

3. 統合的分析と「プロセス図」の作成

里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、およびフォスタリング機関を対象としたインタビュー調査から得られた語りのデータを統合的に分析した。抽出された事象や課題を「委託前」「委託当初」「委託中」「解除時（解除後）」といった時間軸に沿って整理し、養育不調に至る軌跡等を時系列でモデル化した「プロセス図」を対象者ごとに作成した。

4. 「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成と精緻化

養育不調による委託解除に影響する重要な事象と、作成したプロセス図から導き出された養育不調の予防とケアのポイントに基づき、委託（措置）前から解除後に至る各段階において、児童相談所、フォスタリング機関、および各養育者が留意すべき事項や役割分担をまとめた手引きの素案を対象者ごとに精査した。

手引きの精度や実用性を高めるため、調査協力機関（里親家庭 2 世帯、児童相談所、フォスタリング機関、ファミリー機関、地域小規模児童養護施設 2 ヲ所）から意見聴取を実施し、フィードバックのあった内容等について検討の上、手引きの完成稿とした。

（倫理面への配慮）

各年度とも、調査協力者は自発的な協力を求め、協力しなくても不利益が生じないことを確認した上で協力を求めた。また、調査回答者および研究対象となった子どもの匿名性を厳密に確保して実施した。1 年目の質問紙調査では国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得ており、2 年目、3 年目のインタビュー調査では新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（第 202407 号）を得て実施し

ている。

C. 研究結果

各分担研究における調査データを統合的に分析した結果、養育不調による委託（措置）解除は、突発的な事象ではなく、委託前から解除後に至るまでの各段階における課題が連鎖・蓄積した結果であることが示唆された。各調査から得られた主な結果は以下の通りである。

1. 児童相談所やフォスタリング機関から里親やファミリーホームへの支援状況の全体的な傾向

2024 年度に実施している質問紙調査について追加分析をした。その結果、養育不調により委託解除に至るケースであっても、里親、ファミリーホームともに児童相談所やフォスタリング機関のどちらともから支援を受けていたのは、里親家庭（11.6%）、ファミリーホーム（10.0%）にとどまっており、どちらからも支援を受けていない里親家庭は 25.3%、ファミリーホームは 26.7%に上っていた。子どもの行動上の問題が深刻である一方で、フォスタリング機関や児童相談所との連携におけるチーム養育体制の中で、里親家庭・ファミリーホームに対する支援が必ずしも十分に機能していないことが示唆された。

一方で、養育不調による委託解除を経験していない、これまでで一番長く養育していた子どもについての調査においても、児童相談所やフォスタリング機関から支援を受けている割合は、里親家庭は 17.8%であり、ファミリーホームは 7.7%であった。どちらからも支援を受けていない里親家庭は 33.9%であり、ファミリーホームは 43.0%であった。子どもを長く養育している里親やファミリーホームについても、十分なチーム養育体制が築けていない現状が示

唆された。

2. 里親家庭における養育不調のプロセスと要因

昨年度調査を実施した 9 事例に加え、今年度は 5 事例を追加し、計 14 事例を対象とした。

インタビュー調査の分析から、里親家庭（14 事例）における養育不調による委託解除に影響する 4 つの背景的事象あることが示唆された。第一に、児童相談所からの事前の情報提供の不足や家庭内における役割に関するシミュレーションの欠如といった「事前の準備不足」である。第二に、委託直後に顕在化する子どもの行動上の問題に対し、里親が対応に苦慮しながらも、支援を受けられておらず、委託直後に困難を抱える「支援がないことによる委託直後の対応の困難」である。第三に、危機的状況に陥った際に支援機関からの迅速な介入が得られない「チーム養育の形骸化」である。第四に、限界を迎えた際の「危機管理重視の解除プロセス」として、事前の協議や丁寧な対応がなされていないと認識されていることが明らかとなり、その場合は子どもへの心身の負担が大きいことが推察された。

3. ファミリーホームにおける養育不調のプロセスと要因

昨年度調査を実施した 4 事例に加え、今年度 6 事例を追加し、計 10 事例を対象とした。ファミリーホーム（10 事例）においては、行動面や情緒面について様々な配慮を要する子どもが多く委託されていることが示唆された。ファミリーホームは、複数の子どもを養育する環境であるにも関わらず、養育者等への事前の十分な情報共有や同居児童への影響を考慮した慎重なマッチングが行われていないことが述べられていた。加えて、委託後に一人の子ども

の行動上の問題は、同居する他の子どもたちとの関係悪化を招きやすいというファミリーホームに複数の子どもたちが委託されている事情による問題が確認された。養育者のレスパイトの機会も不足しており、実質的な「ワンオペ」状態の養育者も認められた。支援機関との連携が機能せず、養育者が孤立し疲弊している結果が示唆された。

4. 地域小規模児童養護施設における養育不調のプロセスと要因

昨年度調査を実施した 6 事例に加え、今年度 5 事例を追加し、計 11 事例を対象とした。地域小規模児童養護施設（11 事例）の分析では、入所時期によって養育不調に至るプロセスが大きく 2 パターンに分かれることが示された。中高生で入所した事例では、保護される前に確立していた不健康な生活スタイルと施設での集団生活のルールとのギャップが大きく、短期間でトラブルが発生し、なし崩し的に家庭復帰（措置解除）に至るケースが多かった。一方、幼少期に入所した事例では、児童期後期以降に夜間の無断外出や器物損壊といった行動上の問題が激しくなり、児童自立支援施設や障害児入所施設等へ措置変更となるプロセスが確認された。

5. 児童相談所から見た養育不調のプロセスと課題

養育不調による委託解除を経験した里親家庭およびファミリーホームにおける委託解除の 16 事例の分析から、児童相談所の視点によるプロセスにおいて以下の課題が確認された。

第一に、委託前のアセスメントとマッチングの課題である。子どもや里親家庭（同居の実子だけでなく、別居している成人した実子を含む）に対する事前アセスメントや情報共有が不足

していることが挙げられた。また、「他に委託先がない」といった緊急性やこどもの教育保障を優先する等といった児童相談所側の意向でマッチングを急ぐことが、結果的に早い段階での養育不調と措置解除を招くリスクを高めていることが示唆された。

第二に、委託中における養育不調の兆候への「気づきの遅れ」である。委託後、子どもの行動上の問題（嘘、性的問題、盗みなど）や里親の不満が徐々に表出するものの、継続的なアセスメントや支援が十分に機能していない場合、子どもからの直接的な訴えや家出といった目に見える行動、里親からの強い拒否感が明らかになるまで、児童相談所職員が事態に気付かず、気付いた時にはすでに手遅れのまま委託（措置）解除に至るケースが多いことが明らかとなった。

第三に、解除時および解除後の対応である。解除に関する事前の協議や子どもへの丁寧な説明がないまま、当日に児童相談所による唐突な引き離しが行われる事例が認められ、子どもの心身に大きな負担をかけていることが推察された。委託解除が避けられない場合であっても、事前の説明や、必要に応じて「セレモニー的機会（別れのプロセス）」を設けること、そして解除後に子どもおよび里親の双方に対して丁寧な「振り返り」の機会を持つことで、子どもや養育者が、養育不調を過度な失敗体験として捉えたり、分離に伴う喪失感を軽減するために必要であると考えられた。

6. フォスタリング機関等から見た養育不調のプロセスと要因

フォスタリング機関へのインタビュー調査で得られた13事例から、フォスタリング機関の視点による養育不調のプロセスにおいて以下のことが示唆された。

第一に、委託前およびマッチング段階における状況である。フォスタリング機関は里親認定前から関わる場合や、マッチング時、あるいは委託後から関わる場合など、関与の開始時期が異なっていた。子どもとのマッチングや交流時には、里親との面談を通してケアに対する不安や、家庭内の状況について聞き取りを行うものの、子どものケア自体は主に児童相談所が担う構造となっていた。

第二に、委託初期から委託中における養育不調の顕在化である。委託当初は里親・子ども双方に緊張が強く、子どもに「過剰適応（いい子でいようとする等）」が見られ、大きな問題が表面化せずに「うまくいっている」と受け止められることが多かった。しかし、里親家庭での養育において、一定の時間が経過すると、試し行動や生活習慣、価値観の違いが明らかになり、里親側には子どものケアに対するストレスに加え、孤立感、夫婦関係や実子・親族との摩擦といった家庭内の力動の変化が生じ、困難感が増大していくことが示された。

第三に、不調への気づきと委託解除後の支援者の課題である。里親からの訴えや関係機関からの相談、子ども自身からの訴え等によって不調への気づきが生じ、フォスタリング機関は児童相談所と情報を共有しながら訪問やレスパイトの利用を検討する。しかし、状況の改善が難しく措置解除に至った後には、里親や子どもに不信感や怒り、喪失感が残るだけでなく、支援者側にも「もっとできたことがあったのではないか」という強い懊悩が生じている状況が認められた。このことから、委託初期の過剰適応の見過ごしを防ぎ、早い段階での気づきと支援を行うことの重要性が示唆された。

7. 「養育不調の予防とケアのための手引き」の作成

質問紙調査およびインタビュー調査から明らかになった事象を統合し、本研究班では「養育不調」という概念の捉え方について、以下の視点を基本方針とした。

第一に、「養育不調」を個人の責任に帰さない視点である。養育不調は養育者の資質や子どもの行動上の問題に起因するものとして捉えられがちであるが、社会的養護は複数の関係者による「チーム養育」で営まれる以上、養育過程の困難もチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉え直す必要がある。

第二に、養育不調を再アセスメントの機会とする視点である。養育不調は直ちに委託（措置）解除を意味するものではなく、支援ニーズが高まっている「サイン」である。したがって、子どもと養育者の状況を再アセスメントし、新たな支援を導入して養育環境の改善を図る重要なタイミングとして位置づけることとした。

緊密な支援機関と養育者の連携を目指し、「子ども一人ひとりのチーム養育体制を築いていくことが重要である」という考え方を基本コンセプトとした「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成した。本手引きでは、養育不調に至る軌跡を時系列でモデル化した「プロセス図」を提示するとともに、児童相談所、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）、および各養育者（里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設）が、「どのタイミングで何を検討し、どのように対応すればよいか」を考えるための重要な事項を「ポイント」として図の中に明示し、チーム全体で子どもを理解し対応を協議できるよう工夫した。

D. 考察

本研究は、「養育不調」による委託（措置）解除に影響する重要な事象とプロセスとを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手

引き」の作成を目的とした。昨年度の調査から得られた基礎的な知見に加え、今年度は事例数を拡充したインタビュー調査と質問紙の追加分析を行い、以下の点が考察された。

1. 「チーム養育」の現状と体制構築の課題

質問紙調査の追加分析から、養育不調に至ったケースにおいて、児童相談所とフォスタリング機関の「双方から」支援を受けていた割合は1割程度にとどまり、いずれからも支援を受けていないケースが約4分の1に上ることが明らかになった。これは、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては関係機関の役割分担や連携がまだ十分には機能しきれていない現状を示唆している。

インタビュー調査においても、里親やファミリーホームにおいて養育者が単独での対応を余儀なくされる状況や、里親が子どもの行動上の問題に直面して疲弊していく過程で、適切なタイミングでのレスパイトケアや専門的介入が届かず、結果として養育者が孤立を深めてしまう状況が示唆された。

養育者を孤立させないためのチーム養育体制の構築が不十分であると考えられ、委託前からチーム養育体制を形成していくための養育者と支援機関の意識作りが必要であると考えられる。

2. 時系列プロセスから見る養育不調に影響する重要な事象と早期対応の難しさ

各関係機関および養育者を対象としたプロセス図の作成を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、チーム養育体制において子どもの養育に必要なアセスメントや連携における課題等が、各段階で積み重なった「養育不調に影響する事象の連鎖」であることが示唆された。

委託前においては、限られた選択肢の中で迅速な委託調整が求められるという支援現場の

実情から、子どもや里親家庭（同居・別居の実子を含む）のアセスメントや事前の情報共有に十分な時間が割かれていないケースが存在することが認められた。

また、委託初期においては、子どもに見られる「過剰適応」が「うまくいっている」と受け止められやすく、潜在的な課題の表面化が遅れる傾向がある。その後、子どもの試し行動や養育者間における価値観の相違が顕在化し、家庭内の力動（夫婦関係や実子との摩擦など）に変化が生じるものの、継続的なモニタリング体制が手薄な場合、子どもや里親からの困難の訴えがあつて初めて事態の深刻さに気付くケースが認められ、早期の介入や支援を難しくしていることが確認された。フォスタリング機関による里親等への関与の開始時期が地域やケースによって異なることも、養育不調の初期段階の小さなサインへの気づきに影響を与えていると考えられる。

これらのことをふまえたチーム養育体制づくりを委託前からの準備として捉え検討していく必要がある。

3. 地域小規模児童養護施設における養育不調の特性と課題

地域小規模児童養護施設における養育不調のプロセスについては、入所時期（年齢）によって異なる特性と課題があることが示された。中高生で入所した事例においては、入所前に身についていた生活スタイルと、施設における集団生活のルールとの間に大きなギャップが生じやすく、短期間で不調に至り、結果として十分な準備が整わないまま家庭復帰（措置解除）となるケースが見受けられた。一方、幼少期から入所している事例においては、児童期後期以降になって夜間の無断外出や器物損壊といった行動上の課題が激しく顕在化し、より専門的

なケアを要する施設（児童自立支援施設や障害児入所施設等）への措置変更を余儀なくされるプロセスが確認された。

このことは、同じ地域小規模児童養護施設であっても、子どもの年齢や背景に応じたきめ細やかなアセスメントと、発達段階の変化を見据えた中長期的な支援計画の必要性を示唆している。特に思春期以降の課題に対しては、施設内のみで抱え込まず、外部の専門機関等と早期から連携し、チームとして対応にあたる体制づくりが重要である。

4. 「別れのプロセス」の保障と次なるステップへのケア

やむを得ず委託（措置）解除に至る際の対応について課題が示された。養育不調が共有された際、児童相談所はまず子ども本人と丁寧に対話し、その思いや意見を聴き取って決定プロセスに反映させることができるかについて検討していく必要がある。その上で、養育者の状況や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）の専門的見地を総合し、チーム全体で慎重に協議を重ねて委託解除の決定を行うプロセスが必要である。

しかし、実際の調査からは、委託解除の当日に突然子どもに伝えられ、その日のうちに養育者のもとを離れなければならないケースが存在することが確認された。もちろん、自傷他害の恐れがある場合や、逃げ出して子どもに危険が及ぶ場合、あるいは養育者からの暴力がある等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」においては、迅速な安全確保（緊急保護）が最優先される。このような緊急時においても、状況が落ち着いた段階で、事後的にでも子どもに対して、関係機関等による対応の経緯や理由を丁寧に説明し、心理的なフォローを行うことが求められる。

一方で、こうした一刻を争う緊急性が認められないケースにおいては、時間を取って丁寧な対応を行うことが強く望まれる。幼児であっても中高生であっても、子どもの年齢や発達段階に合わせてわかりやすく状況を説明し、同時に養育者に対しても丁寧に説明して理解を求める姿勢が大切である。子どもが事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障するため、必要に応じて「お別れの時間を過ごすための準備期間」や、児童相談所の仲介のもとでの「セレモニー的機会」を設けることが重要であると考えられる。

また、委託解除後には、過度な失敗体験や自責の念を抱えやすい里親や、無力感や懊悩を抱える支援者に対しても、丁寧な「振り返り」と心理的ケアの機会を保障することが、家庭養護に関わる人材の確保や、支援の質の向上においても重要である。

5. 「養育不調」概念の再定義と「手引き」の意義

これらの結果を統合し、本研究班は「養育不調」の概念を再定義した。養育不調は、チーム全体で共有し解決すべき課題である。また、直ちに委託（措置）解除を意味するものではなく、支援ニーズが高まっている「サイン」として受け止め、再アセスメントと新たな支援（環境の改善）を導入するための重要なタイミングとして位置づけた。

この基本方針に基づき作成した「養育不調の予防とケアのための手引き」は、児童相談所、支援機関、および各養育者が、それぞれの子どものニーズに沿った養育を検討するため、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための実践的なツールである。共通の枠組みを持つことで、「子ども一人ひとりのチーム」が効果的に機能し、養育者の孤立を防ぐことが期待される。

6. 総括と今後の展望

本手引きでは、調査をふまえ、里親、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育不調の現状と課題、そしてその予防とケアについて整理した。また、多くの子どもたちが抱える困難さと、それを支える養育現場の苦悩を踏まえ、子どもたちの最善の利益を守るための鍵として、子ども一人ひとりのチームを作ることの実現に向けた視点を示した。

今後は、本手引きを実際の支援現場に導入し、その効果測定や各地域の実情に応じた体制整備のあり方を検討していくことが次の課題である。

E. 結論

本研究は、質問紙調査とインタビュー調査により「養育不調」による委託（措置）解除に影響をする重要な事象とプロセスを明らかにし、「養育不調の予防とケアのための手引き」を作成することを目的とした。

各関係機関および養育者を対象としたインタビュー調査、並びに質問紙の分析を通じ、養育不調は突発的な事象ではなく、アセスメントや連携の不足といった「養育不調に影響する事象の連鎖」によって引き起こされることが示唆された。現状の社会的養育システムにおいては、理念としての「チーム養育」は浸透しつつあるものの、実態としては支援が十分に届かず、養育者が孤立し疲弊しやすい課題が存在している。また、委託（措置）解除に至る際の子どもの意思決定プロセスへの参加や、「別れのプロセス」の保障が十分になされていない実態も示唆された。

これらの知見に基づき、本研究班は「養育不調」を「チーム全体で共有し解決すべき課題」であり、新たな支援を導入するための「再アセ

メントのサイン」であるとして手引の作成を行った。

本手引きに提示された「プロセス図」と各段階における「ポイント」は、児童相談所、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）、および各養育者が共通の目標を持ち、それぞれの役割と対応のタイミングを相互に確認し合うための共通の指針となるものである。

社会的養護施策において、一人ひとりの子どものために家庭養護が推進される中、より複雑な背景を持つ子どもたちの委託が増加している。本手引きが全国の支援現場で広く活用されることにより、養育者を孤立させず、関係者が専門性をもって手を取り合い、「子ども一人ひとりのチーム」が構築されることが期待される。さらに、子どもたちの最善の利益と健やかな成長が守られる社会的養育システムの充実が望まれる。

引用文献

- 1 こども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/69eff642/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf 2025.
- 2 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部：児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f40dd16-8b14-4fe4-b3cd-6815fad26135/40120fc2/20250428policies-shakaiteki-yougo-research-Children_in_foster_care-14.pdf
- 3 こども家庭庁 「里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e5cd0521/20250106_policies_shakaiteki-yougo_112.pdf

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし